学校いじめ防止基本方針

<目次>

- 1 基本的な考え方
- (1) 学校いじめ対策組織と活動内容
- (2) いじめの未然防止に向けて
- (3) いじめの早期発見に向けて
- (4) いじめの早期対応・早期解決に向けて
- 2 いじめの基本認識
- (1) いじめの定義
- (2) いじめについての理解
- 3 いじめの未然防止について
- (1) 学業指導の充実
- (2) いじめについての理解
- (3) いじめを許さない学校づくり
- (4) いじめを許さない学級づくり
- (5) ネットいじめへの未然防止
- (6) 教育相談体制の充実
- (7) 家庭や地域との連携
- 4 いじめの早期発見
- (1) 早期発見のための認識
- (2) 早期発見のための手立て
- 5 いじめに対する措置(早期対応・早期解決)
- (1) 早期解決のための認識
- (2) 早期解決のための手立て
- (3) いじめの解消
- 6 いじめ防止基本方針の見直し
- 7 年間指導計画
- 8 予防の手立て

市貝町立小貝小学校

1 基本的な考え方

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る。」「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」ことを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、いじめの未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。また、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期に解決に向けて組織的に対応する。特に重大事態が発生した場合には、市貝町教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、関係機関等に通報し、援助を求める。

(1) 学校いじめ対策組織と活動内容

- ア 未然防止・早期発見の対策としての「児童指導連絡会」の実施
 - ○時 期・・・毎月の職員会議後に定期的に実施する。
 - ○構成員・・・全教職員
 - ○内 容・・・要配慮児童の実態把握と支援方針の検討 いじめ等に関する意識調査の結果分析と共有 等
- イ いじめ発生時の早期対応としての「いじめ等対策委員会」の設置
 - ○時 期・・・随時
 - ○構成員・・・校長、教頭、教務主任、学級担任(関係学年)、児童指導主任、学習指導主任 養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセ ラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員、民生委員、学校評議員、保 護者代表 等
 - ○内容・・・指導方針の決定、指導体制の確立 学校、学年、学級への指導、支援 被害者、加害者等への指導、支援 観衆、傍観者等への指導、支援 保護者との連携 関係機関との連携(教育委員会・警察署・児童相談所等) スクールカウンセラー等との連携 地域との連携

ウ 「校内研修」による教職員の児童指導の資質・能力の向上

- ○児童指導上の諸問題に関する未然防止や対応力の向上を図る校内研修を実施する。
- ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文科省)、「県基本方針(改定)」(栃 教委)、「町子どものいじめ防止に関する条例」「町いじめ防止基本方針」(町教委)の活用を 図ったり、教職員が熟読したりする場を設ける。
- ○いじめに関するチェックリストを用いた自己診断や児童理解に努める。
- ○「学校いじめ防止基本方針」を共通理解し、実施状況を学校評価で見直し、改善策を練る。

(2) いじめの未然防止に向けて

- ア 「いじめはどの学級にもどの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、 好ましい人間関係を築いたり、豊かな心を育てたりして、「いじめを起こさない・いじめを 許さない学校・学級づくり」に取り組む。
- イ 子どもたちや保護者の意識や生活環境、地域や学校の特性を把握した上で、年間計画を作成し、いじめを生まない人間関係づくりや集団づくりを指導・推進する。
- ウ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払っていく。
- エ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について計画的に指導する。

(3) いじめの早期発見に向けて

- ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われ、潜在化しやすいことを、教職員 一人一人が強く認識し、児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、些細な変化を見逃さな い認知能力の向上に努める。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生 している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、い じめに該当するか否かを判断する。
- イ いじめの早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めたり、定期 的に教育相談やアンケートを実施したりして、相談しやすい体制を整えたりする。
- ウ 日頃から児童にかかわる総ての教職員の間で情報を共有するとともに、保護者との信頼関係を深め、保護者と連携して情報の収集に努める。
- エ 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

(4) いじめの早期対応・早期解決に向けて

- ア いじめの兆候や疑いがあることを認識した場合には、問題を軽視せずに、いじめられている児 竜の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、早期の適切な対応に努める。
- イ いじめられている児童を見守る体制を整え、徹底した守りに努める。
- ウ いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。
- エ 再発防止のための実践計画をたて、学年及び学校全体で組織的に対応し、見守る。
- オ いじめの解消状態を確認する。
 - いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
 - ○いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3か月を目安、被害の重大性等から長期の期間 設定することもある) 止んでいること
 - ○いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- カ 重大事態については、市貝町教育委員会と相談のうえ、必要に応じて関係機関に援助を求める。 いじめの重大事案とは、いじめにより生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがある場 合、いじめによる不登校の疑いがある場合を指す。

2 いじめの基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定 の人間関係にある他の児童等が行う心理的または<u>物理的な影響</u>を与える行為(インターネットを通じ て行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が<u>心身の苦痛を感じているもの</u> をいう。(いじめ防止対策推進法 第2条第1項)

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、学童保育、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「心身の苦痛を感じているもの」については、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、 当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感 じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨 を踏まえた適切な対応が必要である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられ た児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否か を判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのない よう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ○金品をたかられる。
- ○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

なお、いじめの認知は「児童指導連絡会」を活用して行う。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた児童が謝罪し教員の指導によらずし

て良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず 指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義 するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止等対策委員会」へ情報共有する。

(2) いじめの理解

- ア いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる。
- イ いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である。学校、家庭、地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む課題である。
- ウ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も 加害も経験する。
- エ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われた りすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる可能 性がある。
- オ 集団におけるいじめには、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立て たりおもしろがったりする存在や、「傍観者」として周辺で暗黙の了承を与えている存在もある。
- カ 学級等の所属集団に構造上の問題 (例えば無秩序性や閉塞性) が生じることでいじめが起こる 要因になる。

3 いじめの未然防止

(1) 学業指導の充実

未然防止の基本として、「集団の中で学ぶ」という学校教育の特質を生かして、児童一人一人を成長させるために、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」を推進する。これらの取組を通じて、学校は児童同士や教職員との絆づくり、学校が児童にとって安全で安心できる居心地の良い居場所づくりに努める。

(2) いじめについての理解

- ア 法に基づいた「いじめの定義」を分かりやすく示し、何がいじめなのか、どのような行為をするといじめになるのかを教職員、児童、保護者等が共通認識できるようにする。
- イ いじめは巧妙に大人に見えない形で広がっていく。児童に今までとは違った雰囲気がでるため、一人一人の表情や態度、人間関係の変化など、いじめのサインを読み取る。
- ウ いじめを受けている児童は、そのことを明らかにすることでいじめが助長されることを恐れたり、自分がいじめを受けていることを周りに知られたくなかったりして、言い出せないでいる。 エ いじめを認知した場合の学校の対応について、教職員、児童、保護者等に事前に説明しておく。 オ いじめが生まれる背景を理解する。
 - ○授業について行けない焦りや劣等感、人間関係等、その児童を取り巻く環境において感じる ねたみや嫉妬感情等のストレスを他者への攻撃という形で解消しようとする。
 - ○画一的な集団から異質なものを排除しようとする。
 - ○いじめを受けた経験のある者が、自分がいじめの対象とならないようにいじめを行う側になる。

- ○自分の欲求を満たすために金品を要求したり、他者を支配的に扱ったりする。
- ○教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする。
- ○はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為が、いじめを肯定していることになる。
- ○相手の表情や言動の意味を理解しにくい特性をもつ児童が、相手の言動の意図を理解できず、 突発的に暴力を振るうことがある。

(3) いじめを許さない学校づくり

ア 学校づくりの手だて

- (ア) 計画的な指導と評価を位置付け改善を図る。
 - ○いじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた 改善を図るように努める。
- (イ) 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。
 - <道徳教育の充実>
 - ○道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、 児童の道徳性を育成する。
 - ○「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきこと を教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
 - <特別活動の充実>
 - ○特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - ○生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、 自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
 - ○児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や作品づくりなど、児童の主体 的な活動を推進する。
 - <人権が守られた学校づくりの推進>
 - ○児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、集会活動や様々な場面を通してしっかり指導する。
 - ○自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることが ないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
 - ○いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分た ちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
- (ウ) 保護者・地域との連携を図る。
 - ○学校のホームページやおたより等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
 - ○保護者会等を活用していじめの問題について学校と保護者がともに学ぶ機会を設定する。
 - ○アンケートや学校評議員による学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善に努める。
- (エ) 教職員の感性を高めたり、気付きを共有し合ったりする体制をつくる。
- (オ) 児童や学級の様子を知るための、実態把握と情報収集を丁寧に行う。

- ○児童指導連絡会(毎月1回:職員会議後)
- ○児童指導事例研究会(随時開催)
- ○いじめ防止等対策委員会 (随時開催)
- ○年2回の WEBQU 実施と事後研修会の実施
- ○年2回の教育相談週間実施
- ○年2回の心のアンケート実施(悩みなどの把握)
- ○相談箱の設置
- ○養護教諭やスクールカウンセラーとの連携
- ○必要に応じて関係機関との連携
- (カ) いじめられている児童については学校が徹底して守り通すという姿勢を示し、いじめている 児童に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導をする。

(4) いじめを許さない学級づくり

- ア 学級経営を充実させる (学びに向かう学級づくり)
- (ア)教職員の姿勢は大切な教育環境の一つであり、子どもに対する教師の受容的、共感的態度が、 自己存在感や充実感を与えることになる。配慮を要する児童を中心に据え、子ども一人一人の よさが発揮されるような、互いを認め合う学級づくりに努める。
- (イ) 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- (ウ) 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う(特に年度始め)。また、 改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底し規範意識の高い学級集団づくりをすすめる。
- (エ)正しい言葉遣いができる学級集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるもの。名前の呼び 方や人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を随時行うことが大切である。
- (オ) 質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等(客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度)の 活用により児童の実態把握に努める。
- (カ)担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。 ※担任と子どもたちが、「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向がある との研究結果もある。
- イ 授業中における児童指導の充実 (子どもが意欲的に取り組む授業づくり)
- (ア) 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- (イ)「楽しい授業」「分かる授業」を通して「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力 を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、意欲的に取り組む子どもたちの学 び合いができる環境づくりに努める。

ウ 道徳科

- (ア) いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める 授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- (イ) 道徳と関連して、「思いやり」や、「生命・人権を大切にする指導」を他の教育活動にも位置付け、指導の充実に努める。

(5) ネットいじめへの未然防止

ア 携帯電話やゲーム機の校内での使用を禁止する。

- イ 学級活動等を活用し、インターネットのもつ利便性と危険性についてしっかり理解させなが ら、情報機器の適切な使い方についての指導に努める。
 - (ア) SNS(ソーシャルネットワーキングサービス) など、インターネットを介した他人への誹謗中 傷を絶対にしないこと
- (イ) 有害サイトにアクセスしないこと
- ウ 各家庭における情報機器の使用について保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修の機会に努める。

(6)教育相談体制の充実

- ア 定期的に教育相談を実施する
- イ 日常の観察から心配な児童に対しては積極的に声をかけ、チャンス教育相談を実施する。
- ウ 児童が相談しやすい環境づくりに努める。
- エ 必要に応じて、スクールカウンセラーを活用する。

(7) 家庭や地域との連携

- ア 保護者会でいじめ等の問題に関する情報を提供し、学校のいじめ対策への協力を依頼する。
- イ 学校いじめ防止基本方針をホームページで周知を図り、学校のいじめ防止への取組について情報を提供する。
- ウ 学校の教育活動について学校だより等で情報を発信し、いじめの防止等への取組について地域 の協力を求める。
- エ 携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器を児童に持たせる場合には、家庭での約束を決めて利用させるよう保護者に積極的に働きかける。

4 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための認識

- ア 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確 に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ 日ごろから、児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努める。
- (ア) 児童の気持ちを受け入れ、共感的に児童の気持ちや行動、価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが必要である。

(2) 早期発見のための手立て

- ア いじめ発見のきっかけは、教職員の発見は担任による発見が多く、保護者からの訴えにより発見されることも多い。このことから、児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、いろいろな悩みに適切に対応し安心して学校生活を送れるように配慮することが大切である。
- (ア) 児童のいるところに教職員がいる。(児童とともに過ごす時間を意識して設ける。)
- (イ)集団内の人間関係を把握する。(発達段階に即した視点をもって把握し、指導に当たる。)
- (ウ) 日誌や日記や連絡帳をとおして、連絡を密に取って信頼関係を構築する。
- イ 保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制も町教委などと連携して整える。
- (ア) 学校内の窓口は、教頭・学級担任とし、周知する。
- ウ 毎月、職員会議終了後、児童指導について話し合い、気になる児童の情報を共有し、共通理解 の元、組織的に対応できる体制を整える。
- エ 教育相談週間を6月と11月に実施し、事前に安心していじめについて訴えられるような「心のアンケート」をとったり事後に保護者との面談を行ったりして早期発見・早期対応に結びつくような体制を整える。
- オ スクールカウンセラーと教職員(保護者)が情報を共有できる体制を整える。
- (ア) 現職教育や保護者会の講師として
- (イ) いじめ防止等対策委員会のアドバイザーとして
- カ 相談しやすい環境作りをすすめる。
- (ア) 本人からの訴えが合った場合
 - ※教職員が全力で児童の心身の安全を守る。
 - ※一時的に危険を回避する時間や場所を提供し担任やカウンセラーを中心に心のケアに努める。
- (イ) 周りの児童から訴えがあった場合
 - ※訴えた児童へのいじめが新たに起こらないように他の児童から目の届かない場所を確保して 訴えに真摯に耳を傾ける。
- (ウ) 保護者からの訴えがあった場合
 - ※保護者がいじめに気付いたときにすぐに学校へ連絡できるような信頼関係を築いておく。 (日ごろからの児童のよいところや気になるところなどの学校の様子について連絡しておく。) ※保護者の気持ちを十分に理解して接する。

5 いじめに対する措置(早期対応・早期解決)

(1) 早期解決のための認識

- ア いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保に努める。
- イ いじめた児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」という ことを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための手立て

- ア 学校いじめ防止基本方針
- (ア)「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査に努める。
- (イ)いじめられている児童・保護者の立場に立った支援を行うとともに、加害者に当たる児童・ 保護者にも解決に向けた適切な支援を行う。
- (ウ) 学級担任が一人で抱え込むことのないよう、学校全体での組織的に対応する。
- (エ)事実関係が確認できたら、市貝町教育委員会・県教育委員会や関係機関に校長が報告し、今後の対応や支援について相談する。
- (オ)校長は事実関係に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- (カ) いじめ解消後も、保護者との連携に努めたり、双方の児童の様子を観察しながら当事者への 支援を継続して行ったりしていく。継続的に双方の児童の様子を観察しながら組織的な指導・ 援助に努める。
- イ いじめられている児童に対しての支援
- (ア) 事実確認とともにつらい気持ちを共感することで心の安定を図る。
- (イ) 「最後まで守り抜くこと」「秘密は守ること」を伝える。
- (ウ)「必ず解決すること」を伝え希望をもたせたり、自尊感情を高めたりするような言葉掛けに 心がける。
- ウ いじめられている児童の保護者に対しての支援
- (ア) その日のうちに家庭訪問等、保護者と直接面談して事実関係を伝えるよう努める。
- (イ) 学校の指導方針や指導方法を伝え、今後の対応について話し合う。
- (ウ) 保護者の気持ちや不安を共感的に受け入れ、継続して連携を取りながら解決していく旨を伝える。
- (エ) 家庭での児童の様子について注意してみていてもらい情報を共有していく。
- エ いじめた児童に対しての支援
- (ア) いじめた児童が抱える問題や背景にも目を向け、いじめた気持ちや状況等について十分に話 を聞き指導する。
- (イ)いじめた児童が十分反省し、行動を改めることができるように、学校と保護者が協力し合って毅然とした対応と粘り強い指導に当たる。
- オ いじめた児童の保護者に対しての支援
- (ア) 正確な事実関係の説明をし、いじめられた児童・保護者の気持ちを伝え、よりよい解決に向けて思いを伝え、家庭での指導を依頼する。

- (イ) 児童の行動や考え方の変容を図るため、今後のかかわり方についていっしょに考えたり指導 したりする。
- カ 周りの観衆・傍観者に対しての支援
- (ア) 当事者だけの問題とせず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめ を抑止する仲裁者への転換を促す。
- (イ)いじめの問題について話し合わせ、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に 許されない行為であり見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるように努める。
- (ウ) はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導 し理解させる。
- (エ) いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。
- キ ネットいじめに対しての支援
- (ア)ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ防止等対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除要請等に努める。
- (イ)児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに茂木警察署に 通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめの解消

いじめが「解消」している状態とは、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめられている児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないことを認められる こと。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等 により確認する。

6 いじめ防止基本方針の評価と見直し

本校のいじめ防止基本方針が適切に機能しているかについて、学校評価の評価項目に位置付け、点検や見直しを検討する。また、本校のいじめ防止基本方針をホームページに掲載したり保護者会で説明したりして、保護者や地域住民、関係機関がその内容を確認できるようにするとともに、連携を図る。さらに、児童にも定期的なアンケートを実施する際にいじめ対策組織の存在やその活動内容について把握・認識しているか否かを調査したり、全校集会等で取組を説明したりする。

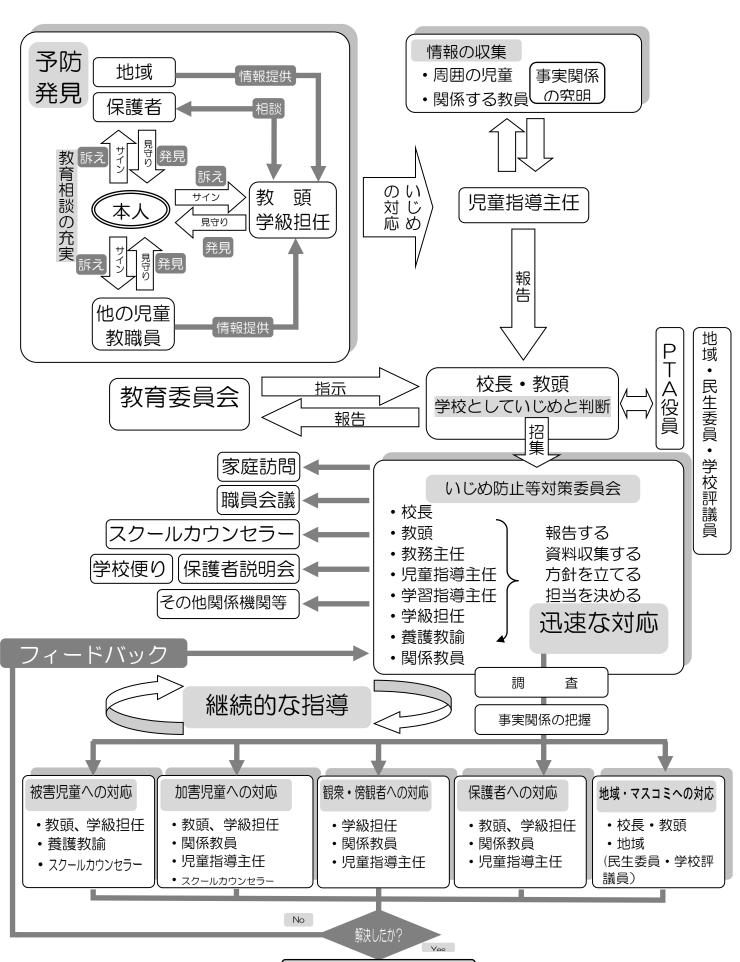
7 年間指導計画

月	内容	留意点		教科等との関連
4	・学級開き	・学級開きとともに学級内での	1年(道徳科)	たのしいがっこう(C14)
	・「小貝っ子のやくそく」「小	リレーションとルールの確立	・1年(道徳科)	うまれたてのいのち(D17)
	貝っ子 安全のきまり」の	を図る。	・2年(道徳科)	大きくなったね(D17)
	指導の徹底		・3年(道徳科)	もっと調べたかったから(A3)
	・「連休中のすごし方」の指導		・3年(道徳科)	おじいちゃんとの楽しみ(B6)
	の徹底		・3年(道徳科)	赤ちゃんもごはん食べてるよね(D18)
	・児童指導連絡会		·4年(道徳科)	目覚まし時計(A3)
	・家庭訪問 (家確認)		・5年(道徳科)	命 (D19)
			・6年(道徳科)	命のアサガオ(D19)
			・1年(生活)	これから1年生
			・2年 (学活)	学校のきまり
			・3年 (学活)	クラスのやくそくを決めよう
			・4年(学活)	正しい言葉づかい
			・5年 (学活)	5年生になって
			・6年 (学活)	最上級生になって
5	・WEBQU実施	・保護者から情報の収集と児童	・1年(道徳科)	なにをしているのかな(A1)
	・児童指導連絡会	の生活環境を把握する。		およげないいりすさん(B9)
	いじめアンケートの実施			三びきは友だち(C11)
	・いじめ防止等対策委員会	・各学級の事例を持ち寄り、問題の	・3年(道徳科)	さと子の落とし物(B9)
		共通認識と情報の共有をする。		小さな草たちにはく手を(D19)
				さち子のえがお(A1)
				やさしいユウちゃん(B7)
				マンガ家 手塚治虫(A4)
				言葉のおくりもの(B10)
				それじゃダメじゃん(A4)
				学校のきまり
				学級のめあてをきめよう
			1 (7 1/-1/	男女で協力しよう
				あいさつの輪を広げよう
6	・心のアンケートの実施	・個人の気持ちを把握すること		決めつけないで(C18)
	・教育相談週間	を目的とする。		いのりの手(B9)
	・児童指導連絡会	・いじめの有無を把握する。		心づかいと思いやり(B7)
				正しい言葉づかい
				友だちのよいところ
				臨海自然教室に参加しよう
	「百円1の円がし上」の批学	育仏とよる旧立の探フと畑田		正しい言葉遣いを考えよう
7	・「夏休みの過ごし方」の指導			いやなことば
	の徹底 ・児童指導連絡会	する。		お楽しみ会をしよう 夏休みの過ごし方
	・児里担等理形云・個人懇談		• 0 平 (子佰)	気外が の週こし刀
	・極外巡視			
8	・校外巡視	・夏休み中の児童の様子を把握		
G	・児童指導連絡会	- 麦外の中の元重の様子を10座 する。		
9	・「小貝っ子のやくそく」「小		1年(道徳科)	はしのうえのおおかみ(B6)
	貝っ子 安全のきまり」の	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	1年(道徳科)	かずやくんのなみだ(C11)
	指導の徹底		・2年(道徳科)	いいところみいつけた(A4)
	· 児童指導連絡会		・2年(道徳科)	虫が大すき(D18)
	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		• 3年(道徳科)	どんどん橋のできごと(A3)
			・4年(道徳科)	ほんとうに上手な乗り方とは(A3)
			5年(道徳科)	古いバケツ(B10)
			・6年 (学活)	自転車の安全な乗り方
			- (41H/	1. 10. 1
-				

1 0	・WEBQU実施	・各学級の事例の指導について	3年(道徳科)	お父さんからの手紙(D18)
1 0			1	
	・児童指導連絡会	具体策の共有化を図る。	•4年(道徳科)	遠足の朝(A1)
	・いじめアンケートの実施		4年(道徳科)	いじりといじめ(C12)
	・保護者用いじめアンケート実施	・各学級の事例の経過を観察、	・5年(道徳科)	名前のない手紙(C13)
		問題の共通認識と情報の共有	5年(道徳科)	折れたタワー(B11)
	・いじめ防止等対策委員会	をする。	・2年 (学活)	仲良く過ごすために
			・6年 (学活)	楽しい修学旅行にしよう
1 1	・心のアンケートの実施	・個人の気持ちを把握すること	1年(道徳科)	二わのことり(B9)
	• 教育相談週間	を目的とする。	・2年(道徳科)	
	·個人懇談(希望者)	・いじめの有無を把握する。	• 3年(道徳科)	バスの中で(B6)
		* V・しめが 無 を 1 口 と 9 る。		1 : ()
	・児童指導連絡会		• 3年(道徳科)	まどガラスと魚(A2)
			• 4年(道徳科)	交かんメール(C15)
			4年(道徳科)	, ,
			・4年(道徳科)	新次のしょうぎ(A2)
			6年(道徳科)	その思いを受けついで(D19)
			・1年 (学活)	友だちとなかよくしよう
			・4年 (学活)	男女仲良くしよう
			・6年 (学活)	かぜやインフルエンザを予防しよう
1 2	・人権週間・人権集会	・いじめについての啓発を図る	・2年(道徳科)	やくそく (D17)
	・「冬休みの過ごし方」の指導		・4年(道徳科)	聞かせ君の声を!(D19)
	の徹底		• 4年(道徳科)	心と心のあく手(B6)
	・児童指導連絡会		・4年(道徳科) ・6年(学活)	心と心りめて子(bb) 冬休みの過ごし方
	* 九里相导理府云		一十(子伯)	や下かり廻こし刀
1	・「小日ってのめノスノ」「エ	学級内でのリレーションとル	1年(道徳科)	やめろよ(A1)
1		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		, ,
	貝っ子 安全のきまり」の	ールの確立を図る。	• 2年(道徳科)	ぐみの木と小鳥(B6)
	指導の徹底		•4年(道徳科)	金色の魚 (A3)
	• 児童指導連絡会		5年(道徳科)	すれちがい(B11)
	•		5年(道徳科)	くずれ落ちただんボール箱(B7)
			・6年(道徳科)	自分を守るって? (A3)
2	・心のアンケート実施	・各学級の事例の経過を報告し	・2年(道徳科)	ドッジボール(C11)
	• 教育相談	合い、成果と課題について確	·3年(道徳科)	ぼくを動かすコントローラー(A3)
	• 児童指導連絡会	認する。	3年(道徳科)	たっきゅうは四人まで(B6)
	・いじめアンケートの実施		4年(道徳科)	三つのつつみ(B6)
		タ学処の専例の奴扱が細索		
	・いじめ防止等対策委員会	・各学級の事例の経過を観察、	• 4年(道徳科)	よわむし太郎(A1) mにない間のできずし(D10)
	・感謝の会	成果と課題を確認し、年度末	• 5年(道徳科)	知らない間のできごと(B10)
		に向けて共通理解を図る。	•6年(道徳科)	わたしのせいじゃない(C13)
			•6年(道徳科)	I P S細胞の向こうに(A5)
			•6年(道徳科)	ブランコ乗りとピエロ(B11)
			・1年 (学活)	心の鬼を退治しよう
			・2年 (学活)	わたしが生まれたとき
3	・卒業生を送る会	・一年間を振り返り、友達との	1年(道徳科)	ハムスターの赤ちゃん(D17)
	・「春休みの過ごし方」の指導	思い出や他者への感謝の気持	・2年(道徳科)	生きているから(D17)
	の徹底	ちを意識させる。	• 5年(道徳科)	これって不公平? (C13)
	・児童指導連絡会	ノモ広映CC切。	•6年(道徳科)	最後のおくり物(B7)
	儿里14号建桁云			
			・2年 (学活)	心をこめたそつぎょうしきにしよう
			・6年 (学活)	春休みの過ごし方

8-1予防の手だて(資料:対応のプロセス全体図)

<いじめ不登校問題行動対策委員会を核とする組織作り>



再発防止 • 未然防止活動

8-2 予防の手だて(資料:早期発見の手だて)

(1)いじめられている側のサイン

いじめの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期発見、早期対応を図ることが最大のポイントである。教師は、子どもたちの毎日の生活の様子を観察し、子どもが発する「小さなサイン (言葉、表情、しぐさ、行動) を見逃さず、発見することが大切である。

		フィ日来、我们、ひゃで、日勤/で光起です、光光することが入りてめる。	
	サイン	<u>該当</u>	iあり 名前
	・遅刻・欠席が増える(欠席3日目までにチェック)・家庭訪問	<u> </u>	נים בו
朝の会・授業開始時	・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。		1
	・元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。		1
	・比京かなく浮かぬ頃をする。疾疫をしなくなる。 ・出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。		1
			_
	・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。		
	・教師と視線が合わず、うつむいている。		_
始	・体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。		_
時	・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。		
	・周囲がなんとなくざわついている。		
	・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。		
	・保健室、トイレによく行くようになる。		
	・用具・机・椅子等が散乱している。		
	・教科書、ノート等に落書き、汚れがある。		
	・授業道具等の忘れ物が目立つ。		
	・決められた座席と違う場所に座っている。		
授	・正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。		
授業中	・他の児童生徒から発言を強要される、突然個人名が出される。		
'	・グループ分けで孤立する。グループ活動で話しかけられない。		
	・学習意欲がない、学習内容が理解できなくなる等学習状況の悪化がある。		
•	・授業中ぼんやりして、作業が継続しない。		
	・周囲の子どもが机、椅子を離して座ろうとする(2~3cmの隙間)		
•	・どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。		
	・トイレや相談室等にこもっていることが多い。		
•	・休み時間に自分の席から離れないようにしている。		_
•	・訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室、保健室に来たりする。		1
<i>ı</i> ±			
休み時	・遊びと称して友だちとふざけあっているが表情がさえない。		_
時	・一緒に遊んでいる友だちに、相当な気遣いをしている。		
間	・遊び時間等で使った道具等の片付けをいつもさせられている。		_
	・一人で寂しそうに教室に帰ってくる。		
	・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。		
	・理由もなく服を汚していたり、擦り傷等が見られたりする。		
	・机を寄せて席を作ろうとしない。寄せても隙間がある。		
	・食べ物にいたずらされる(盛りつけない、多く盛りつける、意図的な配り忘れ)。		
	・順番に並ぶ必要があるとき、特定の子のそばに並ばない。		
給	・腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。		
食時	・ 笑顔がなく、黙って食べている。		
"	・特定の子どもだけが片付けをさせられている。		1
	特定の子が好きなものを他の子どもからもらい集めている。		1
	・早食い競争をさせられている。		1
	・特定の子どもが白衣を複数洗濯している。		
	・子どもと一人離れて清掃している。		1
提	・特定の子どもが清掃をしているとき、邪魔をしたりふざけた言動をしていたりする。		1
掃除時間	・目の前にゴミを捨てられる。		1
暗			1
[日]	・清掃が終わっているのに、後片付けを一人でしている。		1
	・衣服が汚れたり、ぬれたりしている。		
	・清掃後の授業に遅れてくることが頻繁にある。		1
	・帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。配布したプリント等が特定の子にわたらない。		4
帰り	・特定の子どもが帰りの会で追求される。		4
0	・何か起こると、いつも特定の子のせいにされる。		1
の会・下校時	・用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。		1
	・あわてて下校する。又はいつまでも学校に残っている。		
	・下校の通学路で、友だちが待ち伏せし、荷物をもたされたり、自転車通学なのに、たびたび走らされたりする。		
吋	・靴や手さげ、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。さがしても見つからない。		
	・班ノートや学級(ホームルーム)日誌に何も書かなくなる。		1
			ı

	サイン		あり
			名前
	・一人で準備、後片付けをさせられている。		
	・部活動に遅れてくることが多くなる。		
ク	・頭痛、腹痛、体調不良をよく訴えている。		
ラブ	・特定の子どもにボールを打ったり投げたりする。あるいは、ほとんど回ってこない。		
ブ・	・特定の子どもだけが、集中的に練習させられる。		
部	・練習中、休憩中一人でポツンとしていることが多い。		
部活動	・特定の子どもがさわった道具を他の児童がさわろうとしない。		
刬	・ペアで練習の時、いつも取り残される。		
	・理由がはっきりしない怪我、あざ、汚れがある。		
	・部活動の欠席が増え、理由がはっきりしない。退部を言い出した。		
	・普段明朗活発な児童がふさぎ込んだり、おどおどしたりしている。		
	・教師と視線があわない。話す時に不安そうな表情をする。		
	・不自然な言動が見られ、周囲の動向をかなり気にする。		
	・頭痛、腹痛、体調不良を訴えて、保健室等に行きたがる。		
	・悪口を言われても愛想笑いをしている。		
	・宿題や集金などの提出物が遅れる。		
学	・教科書や机、物にいたずら書きをされる。		
校	・特定の子どもの机や持ち物にさわろうとしない傾向がある。		
学校生活全般	・連絡帳や生活ノート、日記、絵画等にかげりのある表現が見受けられる。		
全	・席替えや班ぎめで、特定の児童の隣や近くの席をいやがる。		
般	・ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員に選ばれる。		
	・嫌がらせの手紙や紙切れがある。		
	・掲示作品、黒板、壁等に中傷やいたずら書きが見られる。		
	・一人では何もできず、1日中特定のグループで固まって行動している。		
	・「何か心配なことはないか」「いじめられていないか」との教師の問いに、数秒間をおいて答える。		
	・プロフ、裏サイト等に顔写真、個人情報、誹謗、中傷が書き込まれる。		
	・特定の子どものプロフが勝手に作られている。		

(2)いじめている側のサイン

次のような言動、行動が見られるときは、いじめが潜んでいる可能性がある。いじめている側に気付いたら、子どもたちの中に積極的に教師が入り、コミュニケーションを増やし、状況把握をすることが早期の解決に結びつく。

·	サイン		あり
			名前
	・教室や廊下、階段で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。		
	・ある子どもにだけ、周りの子たちが異常に気をつかっている。		
	・友だちの発言に対して、他の友だちと顔を合わせて、距離をとったり、笑ったり、さげすんだように反応している。		
学校生活全般	・特定の子どもの発言に周り子たちが迎合する。		
	・仲間だけにわかるようなサインや隠語を使っている。		
	・教師が近づくと、急に仲のよいふりをする。		
	・教師が近づくと、グループの児童が不自然に分散する。		
	・自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の子がいる。		
	・教師によって態度を変える。		
	・教師から誤解されている(悪者扱いされている)と思いこんで、すぐ、むきになったり、行動、動作が乱暴になったりする		
	・友だちからの声がけを意図的に無視している。		
	・友だちとの会話の中に差別意識が見られることがある。		
	・金品や物の貸し借りを頻繁に行っている。		